

議案第184号

川崎市と町田市が重複して路線を認定する道路の管理の協議について

川崎市と東京都町田市が重複して路線を認定する道路の管理の方法について、次のとおり町田市と協議したいので、道路法第16条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

川崎市長 福田紀彦

1 対象区域等

両市で重複して路線を認定する道路（以下「重複認定道路」という。）の区域及び区間は次のとおりとする。

区 域	別図のとおり
区 間	自 東京都町田市能ヶ谷一丁目90番3先 至 神奈川県川崎市麻生区岡上三丁目731番1先

2 管理区分

重複認定道路の管理については、次の管理区分のとおり行う。

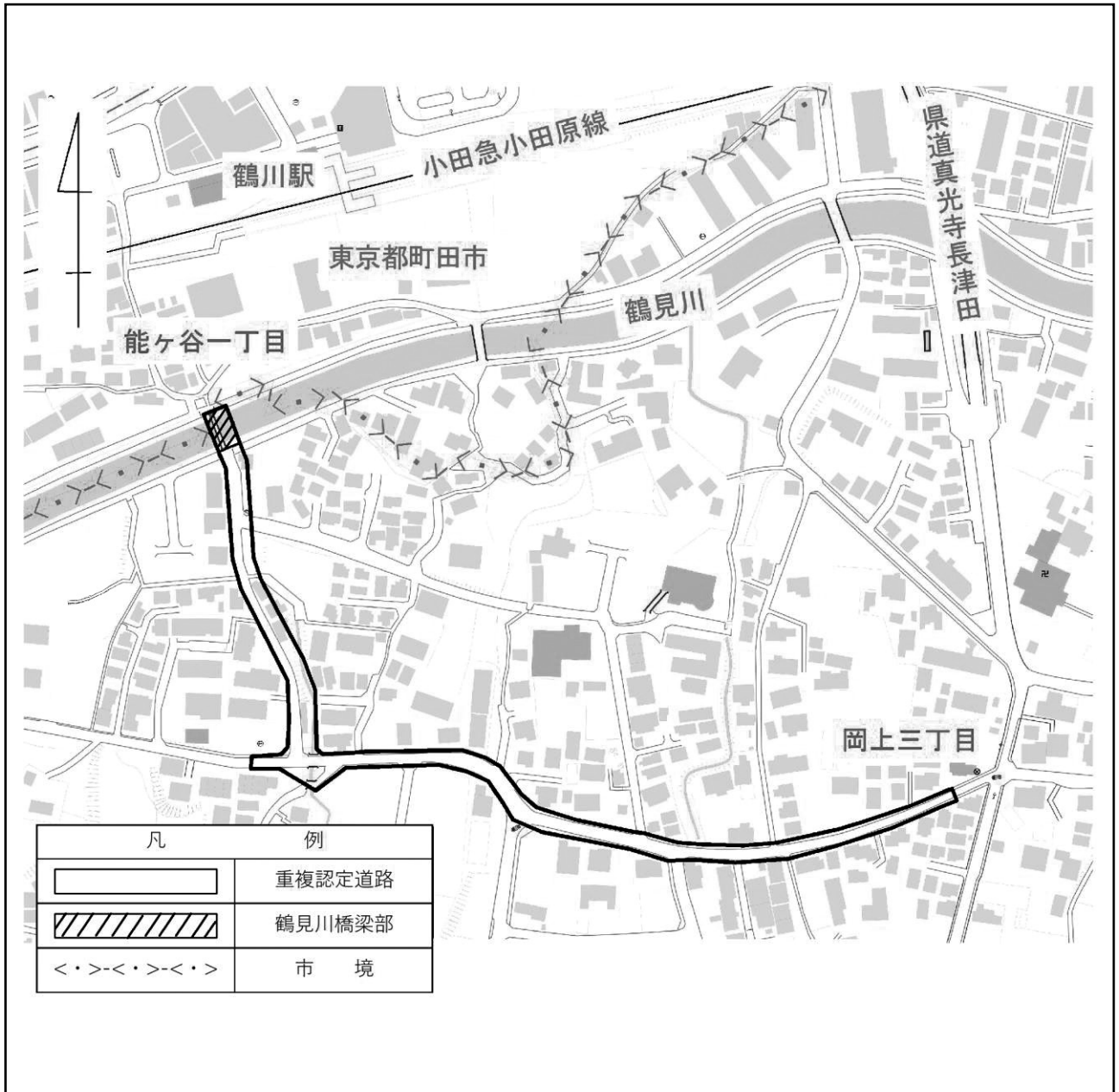
- (1) 別図に示す鶴見川橋梁部の区域（以下「鶴見川橋梁部」という。）の道路については、町田市が行う。
- (2) 鶴見川橋梁部を除く道路の維持、修繕及び災害復旧については、鶴川駅南土地区画整理事業に伴い町田市が行う重複認定道路の改築完了後の供用開始翌日から起算して2年が経過する日が属する年度の末日まで町田市が行い、その他については川崎市が行う。

3 費用負担及び収入

重複認定道路の管理に関する費用負担及び収入は次のとおりとする。

- (1) 管理にかかる費用については、2の管理区分に基づき管理を行うものが負担する。
- (2) 管理に伴い生じる収入については、町田市が管理する鶴見川橋梁部の道路に関するものは町田市の収入とし、その他の道路の管理に関するものは、川崎市の収入とする。

別 図



提 案 理 由

川崎市と東京都町田市が重複して路線を認定する道路の管理の方法について、町田市と協議を行うため、道路法第16条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。